

ハローワーク姫路に求人申込みをされる事業主の皆様へ

職業安定法施行規則の改正により、令和6年4月1日以降、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に新たに3点の労働条件の明示が必要となります。

詳細は別添リーフレット『求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください』をご確認ください。

また、令和6年4月1日以前に申込みされた求人であっても、令和6年4月1日以降も引き続き求人公開を希望される場合は明示が必要となります。

該当する求人につきましては、下記1～3の通り、求人票の変更お手続きをお願いいたします。

1 求人者マイページ開設事業所

ア 令和6年2月1日以降受理求人（随時変更受付中です。事前の変更手続きにご協力願います。）

○ 求人者マイページから変更手続きをしていただき、「ハローワークへの連絡事項」欄に、「改正追加」と記入してください。

※ 別添手順書『求人者マイページで求人を作成しよう！』の（『変更をするときは…』）にて操作してください。順次変更いたします。

イ 令和6年4月更新求人（紹介期限日：令和6年3月31日求人）

○ 令和6年3月18日（月）以降、更新手続き時に、別添手順書（『求人者マイページで求人を作成しよう！』）にて操作してください。

※ なお、上記『ア 令和6年2月1日以降受理求人』の要領にて、4月更新手続き前にも事前変更は可能です。

2 求人者マイページ未開設事業所

別添変更申込用紙に記入の上、メール、郵送、持参にてご連絡ください。順次変更いたします。

3 事務代行利用事業所（社会保険労務士等）

事務代行者と連絡のうえ、変更手続きを行ってください。

【問い合わせ先】ハローワーク姫路 求人部門

TEL:079-222-4511

メール：himeji-kyuujin@mhlw.go.jp